

令和 6 年 9 月

第 23 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 報告 >

報告第 2 号 専決処分について（令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号））

### < 予算 >

議案第 7 3 号 令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 7 4 号 令和 6 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 1 号）

### < 条例 >

議案第 7 5 号 尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について

議案第 7 6 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

### < その他 >

議案第 7 7 号 工事請負契約について（社協会館解体工事）

議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（福喜園）

議案第 7 9 号 令和 5 年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 8 0 号 令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 8 1 号 令和 5 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 8 2 号 令和 5 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 8 3 号 工事請負契約について（北消防署園田分署新築工事）



# 報 告



## 報告第2号

### 専決処分について

令和6年度尼崎市一般会計補正予算について、令和6年8月13日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和6年9月3日提出

尼崎市長 松 本 眞

### 令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度尼崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ392,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,951,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		63,638,952	392,452	64,031,404
	10 国庫補助金	14,261,970	392,452	14,654,422
歳入合計		233,558,665	392,452	233,951,117

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		119,101,864	392,452	119,494,316
	05 社会福祉費	45,705,688	392,452	46,098,140
歳出合計		233,558,665	392,452	233,951,117

(説明)

新たに令和6年度に住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所得者支援給付金」の給付見込件数の増に伴い予算を増額するにあたり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたため、同条第3項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 4 号 )

1 歳入歳出予算事項別明細書

報2-4

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	63,638,952	392,452	64,031,404			
10 項 国庫補助金	14,261,970	392,452	14,654,422			
10 目 総務費補助金	6,297,770	392,452	6,690,222	物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	392,452	○ (総合政策局)  補助率 10/10  新たに令和6年度に住民税非課税又は住民 税均等割のみ課税となる世帯へ給付する「 低所得者支援給付金」の給付見込件数の増 に伴う補正

歳 出  
15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	119,101,864	392,452	119,494,316	特定財源 392,452 一般財源 0			
05 項 社会福祉費	45,705,688	392,452	46,098,140	特定財源 392,452 一般財源 0			
05 目 社会福祉総 務費	24,961,160	392,452	25,353,612	国庫支出金 392,452	11 役 務 費	3,452	○ 低所得者支援給付関係事業費（福祉局） 392,452  新たに令和6年度に住民税非課税又は住民税 均等割のみ課税となる世帯へ給付する「低所 得者支援給付金」の給付見込件数の増に伴う 補正
					12 委 託 料	15,000	
					18 負担金、補 助及び交付 金	374,000	



# 予 算



議案第 73 号

令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 292, 426 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 238, 243, 543 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		64,031,404	△ 12,713	64,018,691
	10 国庫補助金	14,654,422	△ 12,713	14,641,709
60 繰入金		5,478,581	350,000	5,828,581
	10 基金繰入金	5,352,162	350,000	5,702,162
65 繰越金		45,040	1,412,389	1,457,429
	05 繰越金	45,040	1,412,389	1,457,429
70 諸収入		9,737,574	2,542,750	12,280,324
	25 収益事業収入	435,895	2,542,750	2,978,645
歳入合計		233,951,117	4,292,426	238,243,543

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		21,249,247	4,180,211	25,429,458
	05 総務管理費	17,767,659	4,283,800	22,051,459
	15 戸籍住民基本台帳費	1,610,100	△ 103,589	1,506,511
20 衛生費		18,296,478	43,873	18,340,351
	05 保健衛生費	7,157,454	43,873	7,201,327
35 商工費		4,317,455	68,342	4,385,797
	05 商工費	4,317,455	68,342	4,385,797
歳出合計		233,951,117	4,292,426	238,243,543

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	05 総務管理費	生涯学習プラザ等 整備事業	11,246
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	29,400
40 土木費	30 都市計画費	有料公園施設整備事業	60,000
45 消防費	05 消防費	消防庁舎等整備事業	16,500
50 教育費	40 保健体育費	園田体育館予防保全事業	10,506

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
電子計算関係事業	令和7年度	17,279

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
税務総合システム関係事業	令和7年度	840,021	令和7年度	849,657
戸籍住民基本台帳事務等 関係事業	令和10年度	81,869	令和10年度	105,626
消防庁舎等整備事業	令和7年度	331,113	令和8年度	1,671,833



一 般 会 計

予 算 説 明 書

( 補 正 5 号 )

議73-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	64,031,404	△12,713	64,018,691			
10 項 国庫補助金	14,654,422	△12,713	14,641,709			
10 目 総務費補助金	6,690,222	△30,713	6,659,509	デジタル基 盤改革支援 補助金	△99,055	○ (総務局)  補助率 10/10  住民基本台帳システムの標準化移行時期を 変更することに伴う補正  △99,055
				物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	68,342	○ (総合政策局)  補助率 10/10  市内中小企業者支援に係る事業実施に伴う 補正  68,342

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 目 衛生費補助金	2,720,045	18,000	2,738,045	小児慢性特 定疾病対策 補助金	18,000	○ (保健局)  補助率 10/10  小児慢性特定疾病医療費受給資格をマイナ ンバーカードで確認するためのシステム改 修の補助に伴う補正

議73-8

歳入  
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,478,581	350,000	5,828,581			
10 項 基金繰入金	5,352,162	350,000	5,702,162			
05 目 財政調整基金繰入金	1,782,482	350,000	2,132,482	財政調整基 金繰入金	350,000	○ (資産統括局)  補正財源として財政調整基金繰入金を補正 350,000

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	45,040	1,412,389	1,457,429			
05 項 繰越金	45,040	1,412,389	1,457,429			
05 目 繰越金	45,040	1,412,389	1,457,429	繰越金	1,412,389	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 1,412,389

議73-10

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	9,737,574	2,542,750	12,280,324			
25 項 収益事業収入	435,895	2,542,750	2,978,645			
15 目 競艇場事業収入	320,000	2,542,750	2,862,750	競艇場事業 収入	2,542,750	○ (資産統括局)  モーターボート競走事業会計における未処 2,542,750  分利益剰余金の処分に伴う補正

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	21,249,247	4,180,211	25,429,458	特定財源 △99,055 一般財源 4,279,266			
05 項 総務管理費	17,767,659	4,283,800	22,051,459	特定財源 0 一般財源 4,283,800			
55 目 財産管理費	3,244,296	3,871,750	7,116,046	一般財源 3,871,750	24 積立金	3,871,750	○ 財政調整基金積立金（資産統括局） 決算剰余金の2分の1以上に相当する額の積 立に伴う補正 1,329,000 ○ 公共施設整備保全基金積立金 2,542,750 競艇場事業収入の積立に伴う補正
61 目 市民活動推 進費	1,019,636	62,050	1,081,686	一般財源 62,050	18 負担金、補 助及び交付 金	62,050	○ 生涯学習プラザ等整備事業費（総合政策局） 62,050 旧小田地区会館解体工事に係る地下工作物撤 去費用の一部負担に伴う補正
70 目 諸 費	4,315,013	350,000	4,665,013	一般財源 350,000	22 償還金、利 子及び割引 料	350,000	○ 税外収入還付金（資産統括局） 350,000 過大交付され返還が必要となる国庫・県支出 金等に係る予算の増額に伴う補正

議73-12

歳 出  
10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 戸籍住民基本台帳費	1,610,100	△103,589	1,506,511	特定財源 △99,055 一般財源 △4,534			
05 目 戸籍住民基本台帳費	1,610,100	△103,589	1,506,511	国庫支出金 △99,055 一般財源 △4,534	12 委託料	△107,856	○ 戸籍住民基本台帳事務等関係事業費（債務負担分を含む。）（総務局）  住民基本台帳システムの標準化移行時期を変更することに伴う補正
					13 使用料及び賃借料	4,267	

歳 出  
20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛生費	18,296,478	43,873	18,340,351	特定財源 18,000 一般財源 25,873			
05 項 保健衛生費	7,157,454	43,873	7,201,327	特定財源 18,000 一般財源 25,873			
25 目 予防衛生費	648,517	43,873	692,390	国庫支出金 18,000 一般財源 25,873	10 需 用 費	1,140	○ たばこ対策推進事業費（危機管理安全局） 25,873  駅周辺の路上喫煙禁止区域において過料徴収 を行うにあたり、周知啓発のための看板の設 置等に伴う補正  ○ 小児慢性特定疾病対策事業費（保健局） 18,000  小児慢性特定疾病医療費受給資格をマイナン バーカードで確認するためのシステム改修費 用の補助に伴う補正
					12 委 託 料	1,242	
					14 工事請負費	23,491	
					18 負担金、補 助及び交付 金	18,000	

議73-14

歳 出  
35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商工費	4,317,455	68,342	4,385,797	特定財源 68,342 一般財源 0			
05 項 商工費	4,317,455	68,342	4,385,797	特定財源 68,342 一般財源 0			
10 目 商工業振興 費	3,662,833	68,342	3,731,175	国庫支出金 68,342	12 委 託 料	2,000	○ 省力化・生産性向上設備導入支援事業費（経 済環境局） 62,000  市内中小企業者における省力化や生産性向上 に資する設備導入等に係る費用の一部補助に 伴う補正  ○ 運送事業者人材確保支援事業費 6,342  市内中小トラック運送事業者における大型自 動車等の免許取得に係る費用の一部補助に伴 う補正
					18 負担金、補 助及び交付 金	66,342	

## 2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費	生涯学習プラザ等整備事業	11,246	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	10 道橋りょう路費	10 道路橋りょう維持費	道路橋りょう維持管理事業	29,400	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
40 土木費	30 都市計画費	25 公園費	有料公園施設整備事業	60,000	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
45 消防費	05 消防費	15 消防施設費	消防庁舎等整備事業	16,500	整備方法の調整に日時を要し、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費	園田体育館予防保全事業	10,506	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため

議73-16

3 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 額		令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
電 子 計 算 関 係 事 業	17,279			令和7年度まで	17,279	17,279				

(単位 千円)

## 変更

事 項	限 度 額	平成5年度末までの 支 出 額		令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
税務総合システム関係事業	補正前の額			令和7年度まで	840,021	655,062			184,959	
	補正額			令和7年度まで	9,636	9,636				
	補正後の額			令和7年度まで	849,657	664,698			184,959	
戸籍住民基本台帳事務等関係事業	補正前の額			令和10年度まで	81,869	27,297			54,572	
	補正額			令和10年度まで	23,757				23,757	
	補正後の額			令和10年度まで	105,626	27,297			78,329	
消防庁舎等整備事業	補正前の額			令和7年度まで	331,113		136,300		194,813	
	補正額			令和8年度まで	1,340,720		459,700		881,020	
	補正後の額			令和8年度まで	1,671,833		596,000		1,075,833	



議案第 7 4 号

令和 6 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算  
(第 1 号)

令和 6 年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 1 号)  
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の変更は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
国民健康保険システム 関係事業	令和12年度	99,795	令和12年度	300,580

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正1号)

議74-4

1 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

変更

事 項	限 度 額	平成5年度末までの 支 出 額		令 和 6 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	市 債	そ の 他		
国民健康保険システム関係事業	補正前の額 99,795			令和12年度まで	99,795				99,795	
	補正額 200,785			令和7年度まで	200,785	200,785				
	補正後の額 300,580			令和12年度まで	300,580	200,785			99,795	

# 条 例



議案第 75 号

尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例について  
尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市たばこ対策推進条例の一部を改正する条例

尼崎市たばこ対策推進条例（平成 30 年尼崎市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「除く。）」を「除く。以下この号において「公共の場所」という。）及び公共の場所に準ずる環境にある場所として市長が指定する場所」に改め、同号ア中「場所」の次に「（これらの場所のうち市長が指定する場所を除く。）」を加え、同号イ中「別に定める」を「指定する」に改める。

第 11 条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 3 項中「を変更し、又はその指定」を「の指定の全部又は一部」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「その区域」を「その指定に係る区域」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定する場合において、その指定に係る区域内に市以外の者がその権原に基づき管理する区域があるときは、あらかじめ、その権原を有する者の同意を得なければならない。

第 11 条に次の 1 項を加える。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により市長が路上喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除する場合について準用する。この場合において、第 2 項中「その指定」とあるのは「その解除」と、「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第 3 項中「その指定」とあるのは「その解除」と読み替えるものとする。

第 14 条第 1 項中「前 2 条」を「前条」に改める。

第17条中「市長が」を「規則で」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(過料)

第18条 第12条の規定に違反して路上喫煙をした者は、1,000円の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 付則第3項の規定 公布の日

(2) 第14条第1項の改正規定及び第17条の次に1条を加える改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市たばこ対策推進条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に尼崎市たばこ対策推進条例第11条第1項の規定により市長が路上喫煙禁止区域を指定する場合及び改正後の条例第11条第4項の規定により市長が路上喫煙禁止区域の指定の全部又は一部を解除する場合について適用する。

(準備行為)

3 改正後の条例に基づく路上喫煙禁止区域の指定又はその解除の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(説 明)

不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺の路上喫煙禁止区域内において、条例に違反して喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を

行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第76号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月3日提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

尼崎市都市公園条例（昭和33年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第30条」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の次に次の1条を加える。

（許可の特例）

第5条の2 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可（以下「公園施設設置許可等」という。）を受けた者は、その公園施設設置許可等に係る事項については、第3条第1項若しくは第3項又は前条ただし書の許可を受けることを要しない。

第6条の次に次の1条を加える。

（有料公園施設の供用日等）

第6条の2 有料公園施設（有料で利用させる公園施設で別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。）の供用日及び供用時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、有料公園施設の供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に有料公園施設の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

第7条第1項中「（公園施設で有料で利用させる別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条の次に次の2条を加える。

（駐車場に駐車させることができる車両）

第7条の2 駐車場（記念公園、小田南公園、尼崎城址公園、元浜緑地及び西武庫公園にこれらの公園の付属設備として設けられた駐車場をいう。以下同じ。）に駐車させることができる車両は、記念公園、小

田南公園、元浜緑地及び西武庫公園に係るものにあつては道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車（以下「普通自動車」という。）並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車（これらの自動車のうち2輪自動車（側車付2輪自動車を含む。）を除く。）（以下「普通自動車等」という。）と、尼崎城址公園に係るものにあつては普通自動車等（大型自動車（普通自動車のうち、長さが5メートルを、幅が2メートルを又は高さが2.5メートルを超えるものをいう。以下同じ。）を除く。）とする。

（駐車許可）

第7条の3 大型自動車を駐車場（小田南公園、元浜緑地及び西武庫公園に係るものに限る。以下この条において同じ。）に駐車させようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「駐車許可」という。）をしないことができる。

(1) 駐車場の収容可能台数を超えることとなるとき。

(2) 駐車させようとする大型自動車が駐車場での駐車が困難な形体のものであるとき。

(3) 駐車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(4) その他駐車場の管理上支障があるとき。

第10条中「法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項」を「公園施設設置許可等を受けた者」に、「若しくは第3項の」を「又は第3項の」に、「者又は」を「者、」に改め、「及びエ」及び「第26条第1号において同じ。」を削り、「含む。）」の次に「並びに駐車場（小田南公園に係るものを除く。）に係る駐車場許可利用者（駐車許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び駐車場一般利用者（駐車場を利用する者（駐車場許可利用者を除く。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 駐車場（小田南公園に係るものに限る。）に係る駐車場許可利用者及び駐車場一般利用者は、別表第2(5)オに定める額の範囲内において

規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

第 11 条第 1 項中「（記念公園、小田南公園、元浜緑地、西武庫公園及び尼崎城址公園に属する駐車場をいう。以下同じ。）の使用料を除く」を「に係るものにあつては、駐車場許可利用者が納付すべきものに限る」に、「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は許可対象駐車場（その利用について第 7 条の 3 第 1 項の規定により駐車許可を受けなければならないこととされる駐車場をいう。以下同じ。）の利用」を加え、同条第 2 項中「は、駐車場を利用する者」を「で駐車場一般利用者が納付すべきものは、駐車場一般利用者」に改める。

第 12 条第 2 項中「(5)エ」の次に「及びオ」を加える。

第 13 条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「市長」を「使用料」に、「する場合」を「するとき、公園施設を市に寄付した者及びその関係者（これらの者のうち市長が適当と認める者に限る。）がその寄付に係る公園施設が設けられた公園に係る公園の使用をするときに、「場合においては、使用料の全部又は一部を免除する」を「特別の理由があるときは、これを減免する」に改める。

第 16 条を次のように改める。

（届出）

第 16 条 次の各号に掲げる者は、当該者の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 公園施設設置許可等を受けた者 公園施設の設置若しくは公園の占有に関する工事を完了し、公園施設の設置若しくは管理若しくは公園の占有を廃止し、又は法第 10 条第 1 項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (2) 法第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する措置を命ぜられた者 当該措置に係る工事を完了したとき。
- (3) 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する措置を命ぜられた者 当該措置に係る工事を完了したとき。
- (4) 公園を構成する土地物件に係る所有権の移転又は抵当権の設定若

しくは移転を行った者 これらの行為を行ったとき。

第26条第1号中「及び特定公園の利用（」を「並びに特定公園に係る」に、「の利用（付属設備の利用を含む。）に限る。次号及び第28条第2項において同じ。）の許可、」を「及び許可対象駐車場の利用の許可及び」に、「利用に」を「利用（公園施設の設置及び管理並びに公園の占用を除く。次号において同じ。）に」に改め、同条第2号中「特定公園においてする行為（第3条第1項各号に掲げる行為に限る。）及び」を削り、「使用料」の次に「（小田南公園にあつては、その利用に係る第28条第1項に規定する利用料金）」を加える。

第28条を第30条とし、第27条の次に次の2条を加える。

（利用料金）

第28条 第22条の規定により指定管理者に小田南公園の管理を行わせる場合においては、小田南公園においてする行為に係る第3条第1項又は第3項の許可を受けた者、小田南公園に係る有料公園施設の利用に係る第7条第1項の許可を受けた者（付属設備（別表第2(5)ウに掲げる付属設備に限る。）を利用する者を含む。）並びに駐車場（小田南公園に係るものに限る。）に係る駐車場許可利用者及び駐車場一般利用者は、これらに係る料金（以下「利用料金」という。）を当該管理に係る指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2(4)並びに(5)ア、ウ及びオに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金を徴収する時期は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。当該時期を変更しようとするときも、同様とする。

5 第13条及び第13条の2の規定は、利用料金について準用する。

（指定管理者による供用日の変更等）

第29条 第22条の規定により指定管理者に小田南公園の管理を行わせる場合においては、当該管理に係る指定管理者は、必要があると認

めるときは、第6条の2の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、小田南公園に係る有料公園施設の供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時に当該有料公園施設の全部又は一部の供用を停止することができる。

付則第7項中「特定公園（」及び「に限る。）」を削り、付則第9項中「選定する場合における第25条の規定の適用については、同条」を「市長が選定した場合においては、第25条」に、「とする」を「として、同条の規定を適用する」に改め、同項を付則第10項とし、付則第8項中「前項」を「前2項」に、「者をして」を「者に」に改め、同項を付則第9項とし、付則第7項の次に次の1項を加える。

8 第23条及び第24条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、小田南公園の管理について、小田南公園に係る公園施設を市に寄付した者及びその関係者（これらの者をその構成員とする共同事業体（2以上の法人等によって構成される法人等をいう。）を含む。）で同条各号に掲げる基準に照らして適当と認められるものを、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

付則に次の1項を加える。

11 付則第8項の規定により市長が選定した場合においては、第25条中「前条」とあるのは、「付則第8項」として、同条の規定を適用する。

別表第2(5)ア(7)の表小田南公園の項中「2,800円」を「3,600円」に改め、別表第2(5)ウの表小田南公園の項中「1,300円」を「1,700円」に改め、別表第2(5)エ中「（駐車場）」の次に「（小田南公園に係るものを除く。）」を加え、同表(5)エの表中「金額」の次に「（1回1台につき）」を加え、

「記念公園           「記念公園

小田南公園   を   元浜緑地」に改め、同表備考1を削り、同表備考2  
元浜緑地   」

中「当該」を「その入庫させた」に改め、同表中備考2を備考1とし、備考3を削り、同表備考に備考2として次のように加える。

2 「大型自動車以外の車両」とは、普通自動車等（大型自動車を除く。）をいう。

別表第2(5)にオとして次のように加える。

オ 付属設備（駐車場（小田南公園に係るものに限る。）に限る。）の使用料

区分	金額（1回1台につき）	
	大型自動車以外の車両	大型自動車
通常日	駐車時間15分につき100円（その合計額が1,200円を超える場合には、1,200円）	1日につき2,400円
特定日	駐車時間10分につき300円	
摘要 金額の算定方法については、市長が別に定める。		

備考

1 「通常日」とは、備考2に規定する特定日以外の日をいう。

2 「特定日」とは、小田南公園の利用状況等を参酌して市長が指定する日をいう。

3 「大型自動車以外の車両」とは、普通自動車等（大型自動車を除く。）をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則の改正規定及び付則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2(5)ア(7)の表小田南公園の項及び改正後の条例別表第2(5)ウの表小田南公園の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の小田南公園に係る有料公園施設等（改正後の条例第6条の2に規定する有料公園施設（以下「有料公園施設」という。）及び付属設備（改正後の条例別表第2(5)ウに掲げる付属設

備に限る。)をいう。以下同じ。)の利用に係る使用料について適用し、施行日前の小田南公園に係る有料公園施設等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の小田南公園に係る有料公園施設の利用に係る改正後の条例第7条第1項の許可及び改正後の条例第7条の3第2項に規定する駐車許可に関する手続、利用料金(改正後の条例第28条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)の徴収、減免及び還付の手続、利用料金の額及び利用料金を徴収する時期の承認の手続並びに小田南公園に係る有料公園施設の供用日及び供用時間の変更並びに供用停止の承認の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(委任)

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

- 5 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成25年尼崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1第25項中「、小田南公園」を削る。

(説明)

再整備後の小田南公園の供用開始にあたり、使用料の改定等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



その他



議案第 77 号

工事請負契約について

社協会館解体工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 社協会館解体工事請負のため                           |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市東大物町 1 丁目 1 番 2 号<br>工事概要 解体工事  |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札                                  |
| 4 | 契約の金額  | 275,000,000 円                           |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市鶴町 1 番地<br>河本工業株式会社<br>代表取締役 笠 原 一 郎 |

(説 明)

社協会館解体工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
解 体	西棟及び東棟解体工事 西棟 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建て 1棟 東棟 鉄筋コンクリート造 地上2階建て 1棟 延べ面積 3,013平方メートル 外構解体工事、電気・機械設備撤去工事及び敷地整地等

議案第78号

指定管理者の指定について

福喜園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和6年9月3日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 福喜園   |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘1丁目7番20号                                    |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号<br>社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会<br>理事長 松 原 一 郎 |
| 4 | 指定期間  | 令和6年12月1日から令和7年3月31日まで                              |

(説明)

福喜園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。



議案第79号

令和5年度尼崎市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和5年度尼崎市水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和6年9月3日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	1,610,502,836円
2 処分方法及び処分数額	
(1) 建設改良積立金の積立て	1,010,502,836円
(2) 資本金への組入れ	600,000,000円

(説明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、本案を提出する。



議案第 80 号

令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処  
分について

令和 5 年度尼崎市工業用水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次の  
とおり処分するため、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

	尼崎市長 松 本 眞
1 当年度未処分利益剰余金	9 5 7 , 6 0 1 , 6 6 3 円
2 処分方法及び処分額	
(1) 建設改良積立金の積立て	4 0 6 , 5 1 2 , 3 8 2 円
(2) 資本金への組入れ	5 5 1 , 0 8 9 , 2 8 1 円

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 8 1 号

令和 5 年度尼崎市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に  
ついて

令和 5 年度尼崎市下水道事業会計に係る未処分利益剰余金を次のとお  
り処分するため、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

	尼崎市長	松	本	真
1 当年度未処分利益剰余金	2, 0 7 3, 6 0 6, 8 5 9 円			
2 処分方法及び処分数額				
(1) 建設改良積立金の積立て	1, 0 7 3, 6 0 6, 8 5 9 円			
(2) 資本金への組入れ	1, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円			

(説 明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 82 号

令和 5 年度尼崎市モーターボート競走事業会計未処分利益剰  
余金の処分について

令和 5 年度尼崎市モーターボート競走事業会計に係る未処分利益剰余  
金を次のとおり処分するため、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

	尼崎市長	松	本	眞
1 当年度未処分利益剰余金	9, 118,	166,	143	円
2 処分方法及び処分量				
(1) 建設改良積立金の積立て	700,	000,	000	円
(2) 一般会計繰出金	2, 542,	749,	725	円
(3) 資本金への組入れ	509,	129,	764	円

(説明)

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第 32 条第 2 項  
の規定により、本案を提出する。



議案第 83 号

工事請負契約について

北消防署園田分署新築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 北消防署園田分署新築工事請負のため                                      |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 1 2 番地の 4<br>工事概要 新築工事               |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 3 2 2 , 3 0 0 , 0 0 0 円                                |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号<br>宮崎建設株式会社<br>代表取締役社長 宮 崎 健 一 |

(説 明)

北消防署園田分署新築工事を施行するため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	分署新築工事 鉄筋コンクリート造 2階建て 1棟 延べ面積 685.83平方メートル 外構工事

